

# **第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針及び**

## **武蔵野市行財政改革アクションプラン**

**(平成 25～28 年度)**

**武蔵野市**



# 目 次

	頁
<b>I. 第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針</b>	
<b>1 背景</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>2 課題</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 公共サービスの拡大と担う主体の多様化	4
(2) 財政硬直化の進行	4
(3) 資源配分とサービス水準の固定化	4
(4) 費用対効果の最大化	5
<b>3 第四次行財政改革を推進するための基本方針の位置付け</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>4 基本方針</b> . . . . .	<b>6</b>
(1) 行政が担うべき役割の明確化	6
(2) 長期的視点に立った財政規律の維持	7
(3) 政策再編による資源配分の全体最適化	7
(4) 効率的・効果的な行政運営の推進	7
<b>5 行財政改革基本方針と実施項目の体系図</b> . . . . .	<b>8</b>

## II. 武蔵野市行財政改革アクションプラン

<b>アクションプラン（平成 25～28 年度）の策定にあたって</b> . . . . .	1 1
<b>1 市政運営の基盤構築</b> . . . . .	1 2
(1) 市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化	1 2
(2) 多様な市民参加の推進	1 2
(3) 地方分権改革への対応	1 3
(4) 積極的な投票参加の促進	1 3
<b>2 積極的な情報提供と広聴の充実</b> . . . . .	1 4
(1) 市民視点に立った市政情報の提供	
① 市民にわかりやすい経営状況の公表	1 4
② 政策形成過程の情報提供	1 4
③－ア 総合的な市政情報の提供【多様な広報媒体の活用】	1 4
③－イ 総合的な市政情報の提供【市政資料のホームページ掲載】	1 5
③－ウ 総合的な市政情報の提供【水道事業に係る総合的な情報の提供】	1 5
(2) 適切な個人情報保護と必要な情報の共有化	1 5
(3) 公共サービスの一覧性の向上	
① 分野の枠組みを超えた公共サービスの連動性と補完性の向上	1 6
② サービス分野横断的な検索性向上	1 6
③ 生涯学習に関する情報の一覧性向上	1 6
(4) 広聴の充実と広報との連携	1 7
(5) 監査機能の充実・強化	
① 監査委員等の専門性向上の取組み等	1 7
② 監査制度抜本改正への対応	1 8
<b>3 多様な主体間における連携と協働の推進</b> . . . . .	1 9
(1) 主体間の柔軟なネットワークを構築するための環境整備	
① 連携と協働の仕組みの構築	1 9
② 協働に関する相談・情報提供	1 9
③ 協働コーディネーターの育成	1 9
④ 市民活動団体間の協働の促進	1 9

	頁
⑤ 緑・環境分野各主体間のネットワーク構築	2 0
(2) 市民活動の自立化の促進と積極的活動への支援	
① 相談体制の拡充と団体のマネジメント力向上	2 1
② 自主防災組織の設立促進と活動支援	2 1
③ 緑を支える活動の支援	2 1
④ 地域住民による支え合いのまちづくりの支援	2 2
⑤ 共助を主体とした子育て支援体制の構築	2 2
⑥ 公共サービスを担う市民活動への「場」の提供	2 3
<b>4 財政援助出資団体の見直し</b> . . . . .	<b>2 4</b>
(1) 財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し	2 4
(2) 財政援助出資団体における経営改革等の推進	2 5
(3) 指定管理者制度の効果的な活用	
① 指定管理者の指定替え	2 5
②－ア 指定管理者制度導入【図書館】	2 6
②－イ 指定管理者制度導入【公営住宅】	2 6
<b>5 公共施設の再編・市有財産の有効活用</b> . . . . .	<b>2 7</b>
(1) 「公共施設配置の基本的な方針」に基づく公共施設の再編	2 7
(2) 公共施設の総合的・計画的整備（ファシリティマネジメント）	
① 公共施設の予防・劣化保全整備の推進	2 7
② 浄水場施設の効率的な整備・更新	2 8
③ 公共施設のリノベーションの推進	2 8
(3) 未・低利用財産の有効活用	
① 土地・建物の有効活用の推進	2 9
② 積極的な借地の返却	2 9
<b>6 健全な財政運営の維持</b> . . . . .	<b>3 0</b>
(1) 新たな複式簿記会計の導入	3 0
(2) 財政運営ガイドラインの設定	3 0
(3) 入札及び契約制度の見直し	
① 総合評価入札の検証	3 1
② プロポーザル方式実施基準の作成	3 1
③ 工事成績評定苦情審査委員会の設置	3 1

	頁
(4) 歳入の確保	
①－ア 広告収入等の確保【公共施設への広告掲載】	3 2
①－イ 広告収入等の確保【市報への広告掲載等】	3 2
①－ウ 広告収入等の確保【ムーバス車内広告掲載等】	3 2
①－エ 広告収入等の確保【図書館ホームページ等への広告掲載等】	3 3
②－ア 市税収納率の向上【徴収体制の強化】	3 3
②－イ 市税収納率の向上【人材育成と効率的効果的な徴収方法】	3 3
③ 市債権管理の適正化	3 4
(5) 受益者負担の適正化	
① 使用料・手数料の見直し	3 4
② 下水道使用料の見直し	3 4
③ 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度の見直し	3 5
<b>7 効率的・効果的なサービスの推進</b>	<b>3 6</b>
(1) 業務の外部化の推進	
① 外部化の推進	3 6
② 公共施設定期点検業務の外部化	3 6
③ 窓口業務の外部化	3 6
④ 業務の見直し及び外部化を含めた業務の効率性向上	3 7
⑤ 水道業務の外部化	3 7
(2) 一体的なサービス提供へ向けた政策の再編	
① 政策再編	3 7
② 現金給付事業の見直し	3 8
③ 適正なサービス水準の検討	3 8
④ 障害者福祉分野に係る支援のあり方の見直し	3 9
⑤ 幼児教育振興への市の関与のあり方の見直し	3 9
⑥ ひとり親家庭の自立にむけた支援の強化	3 9
(3) 施設維持管理の効率化	
① 市有施設の維持管理費節減	4 0
② 公園緑地の効率的・効果的な維持管理に必要なガイドラインの策定	4 0
(4) 業務の効率化	
① ICT 経費の抑制	4 1
② 住民情報系システム再構築における情報連携と個人情報保護	4 1
③ 社会保障と税に関わる番号制度への対応	4 1

	頁
④ 防災情報システムの再整備	4 2
⑤ 公園緑地総合管理システムの導入	4 2
(5) サービスの拡大	
① 自動交付機の利用拡大とコンビニエンスストアの活用	4 2
② 休日窓口の拡大	4 3
③ 市税等納付の多チャンネル化の推進	4 3
(6) 近隣自治体との広域連携の推進	
① 自治体クラウドによる広域連携	4 4
② 環境施策に係る広域連携の取組み	4 4
③ 廃棄物処理における広域連携の取組み	4 4
④ 市外に居住する者に対する予防接種費用負担の軽減	4 5
<b>8 組織マネジメント</b> . . . . .	<b>4 6</b>
(1) 行政課題に対応した組織の見直し	
① 新たな行政課題の解決に向けた組織の見直し	4 6
② 業務の繁忙に対応した機動的な業務執行体制の整備	4 6
(2) 組織マネジメントの強化	
① 機能的で柔軟な活力ある組織を生み出すマネジメントシステムの構築	4 7
② 業務の可視化及び標準化の推進	4 7
③ 管理監督者層の早期育成	4 8
④ 環境マネジメントの推進	4 8
(3) 職員定数の見直し	4 9
(4) リスクマネジメントの強化	
① リスク管理能力の強化	4 9
② 業務マネジメント（BCM）の強化と業務継続計画（BCP）の見直し	5 0
③ ICT 業務継続計画（BCP）の運用	5 0
<b>9 人材マネジメント</b> . . . . .	<b>5 1</b>
(1) チャレンジする人材の育成	
① 仕事を通じた人材育成の仕組みづくり	5 1
② 若手職員の育成	5 1
③ 業務改善へ向けた提案・工夫に対する奨励の仕組みづくり	5 2
④ 職員の自己啓発支援	5 2
(2) 組織力を高める人事制度の確立	

	頁
① 職員の主体性と自律を引き出す人事配置のあり方	5 3
② 人事評価制度の向上	5 3
③ 職務・職責に応じた給与制度の見直し	5 4
(3) 職員の活力を引き出す組織運営	
① 柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の構築	5 4
② 職員の心身の健康維持・向上の推進	5 5
(4) 臨時・非常勤職員の役割の明確化	5 5

## **I. 第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針**



## 1. 背景

我が国においては、急激な少子高齢化による人口減少や人口構成の変化が起きており、従来のように市場が拡大していくことを前提にした社会システムは機能しなくなってきた。加えて、景気低迷による税収の落ち込みや政府支出の増大によって政府債務が拡大を続けており、これまでのような国(補助金等)に依存した財政運営も期待できない。

また、地域主権改革の取り組みにおいては、基礎自治体への権限移譲や地方税財源の充実確保、議会を含めた自治の形なども課題とされており、地域のことは地域で決める「自治」のあり方が財源を含め改めて問われている。

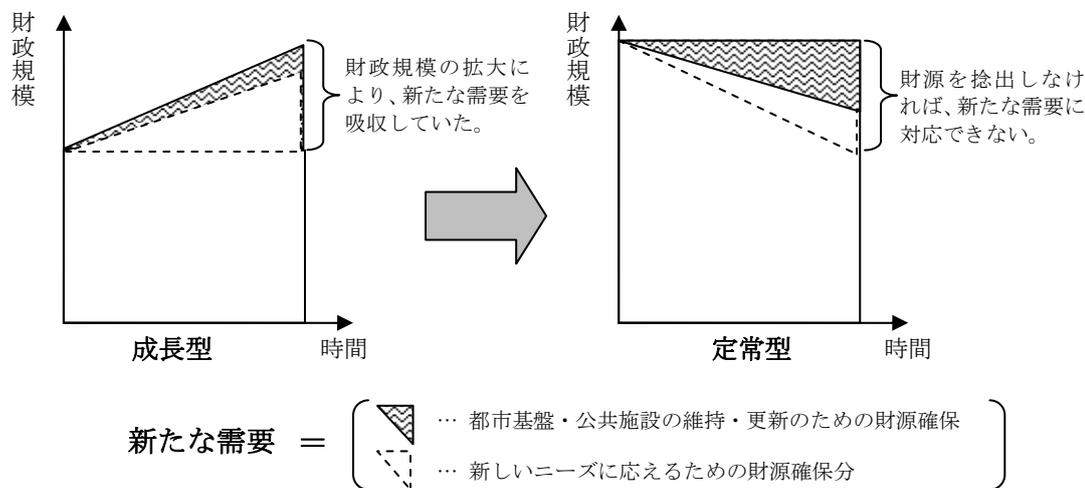
このような社会状況の中で、本市においては第五期長期計画がスタートした。各分野に掲げられた施策を着実に推進するとともに、新たな課題にも対応しながら、次世代に誇りを持って継承できる持続可能な市政運営を行っていかねばならない。今、その体制づくりが求められている。

第五期長期計画の財政計画では、今後 5 年間、市税はほぼ同額の水準で推移すると見込んでおり、また、その後決定された地方消費税率引き上げなどの影響もあることから、当面は財政状況は良好と考えられる。

しかし、長期的視点に立てば、増加の一途が予測される社会保障費や今後 20 年間で 1,600 億円の事業費を見込む都市基盤・公共施設の更新を控えており、時間の経過とともに市の財政は厳しさを増していくことが想定される。限られた財源の中から、現在の都市基盤などの基本的サービスを維持しつつ、新しいニーズに応えるための財源を、確保していくことが必要となってくる。(図①参照)

持続可能な市政運営を実現していくためには、長期的視点を持ち、財政状況が真に厳しさを増してくるまでの間に、財政基盤をさらに強固なものとしていくとともに、定常型社会に適応した行財政運営への変革が求められている。

【図①】 長期的(30～40年)スパンで見た財政状況のイメージ図



## 2. 課題

### (1) 公共サービスの拡大と担う主体の多様化

これまで本市は、成長を基調とした社会経済状況の中で、予算の拡大とともに行政の担うべき役割を拡大しつづけ、市民の公共課題解決に応じてきた。その過程で、他自治体と比較して行政関係セクターの肥大化も進んできた。一方、公共サービスを担う主体は増加し多様化も進んできている。今後、拡大・多様化する公共課題に対応していくためには、行政を含む多様な主体が互いに尊重し補い合いながら、それぞれの役割を担っていく必要がある。

### (2) 財政硬直化の進行

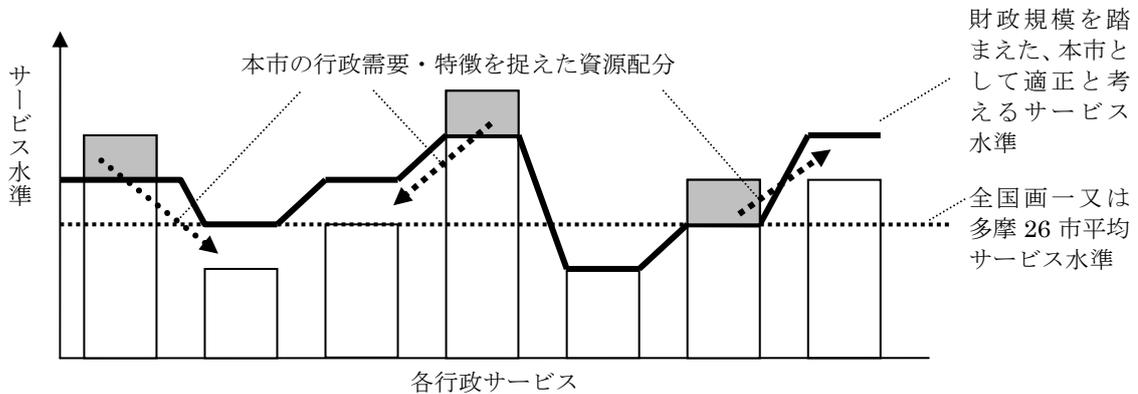
財政が豊かと言われる本市においても、経常収支比率は90%に達しようとしており、財政の弾力性が弱まってきている。長期的には、新たな公共課題に対応していくことができなくなってしまう恐れもある。今後の都市基盤・公共施設の更新も見据え、本格的な更新時期を迎える前に財政支出をスリム化し、今後生じる新たな課題に備える必要がある。

### (3) 資源配分とサービス水準の固定化

これまで本市は、政策の全体最適を図るため長期計画を策定し、それに基づき施策を推進するとともに行政改革に取り組んできた。しかしその間にも、社会経済状況は刻々と変化しており、新たな長期計画を推進していくという視点に立って市政全体をとらえると、経常的に行われている政策への資源配分の固定化という課題が生じている。今後も新たな行政需要に応じていくためには、受益者としてだけでなく支えている側としての市民の意見を踏まえながら、適正な行政サービス水準を検討し最適な

資源配分を行うことで、本市の特性にあった政策の財源を生み出していく必要がある。  
 (図②参照)

【図②】 行政サービス間の調整イメージ図



(4) 費用対効果の最大化

事業実施にあたっては、これまでも実施方法の効率化や外部化に努めてきた。しかし、他市と比較して本市の職員数は未だ多く、民間委託を進めたことも要因となって物件費は増加傾向にある。また財政援助出資団体の数は突出して多い状況にある。これまでと同様の事業実施手法では新たな公共課題への対応は困難であり、行政サービスの提供においてさらなる効率化を図る必要がある。

3. 第四次行財政改革を推進するための基本方針の位置付け

平成 24 年度より始まった第五期長期計画において、持続可能な都市の創造を目指し、「自治と連携によるまちづくり」「支え合いをつむぐまちづくり」「平和で美しいまちづくり」「環境と共生するまちづくり」の4つのまちづくりの目標が掲げられるとともに、これらのまちづくりを推進するために必要な施策の体系が示された。

この施策の体系のうち行財政分野では、各分野の施策を着実に推進していくために必要な体制づくりと持続可能な市政運営を行っていくための方策について示されている。本方針は、この行財政分野を推進していくための方針として、平成 25 年度を初年度とし平成 28 年度までの 4 年間で期間とする第四次行財政改革を推進するための基本方針を定めたものである。

本方針に基づき第四次行財政改革の推進に必要な具体的な取組みとなるアクションプランを策定・実行し、4つのまちづくりの目標の達成と持続可能な都市の創造を目指していく。

#### 4. 基本方針

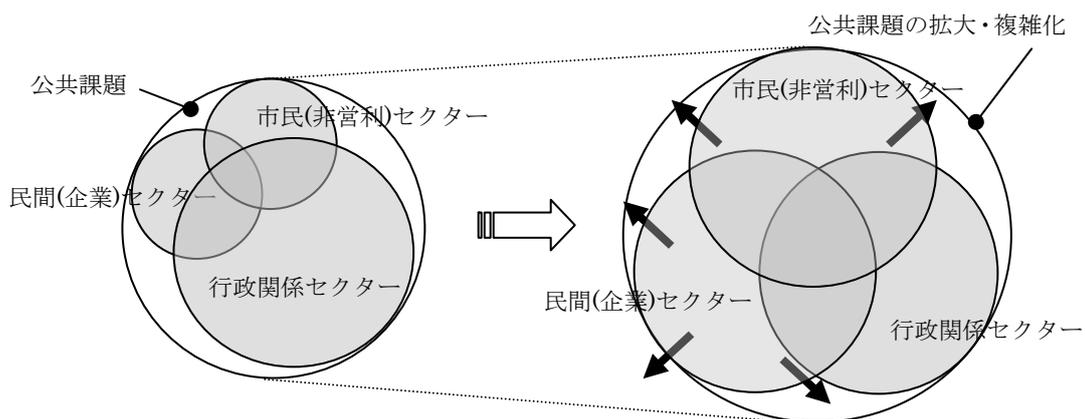
背景で述べたような成長型から定常型へという市政を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代に合った効果的で効率的な市民から信頼される行財政運営を構築するためには、これまでの行政の自己変革型の行財政改革にとどまらず、市議会とともに地方政府としての行財政改革を推進するための市政運営のあり方にまで立ち返って検討する必要がある。

これまでも本市は「市民自治の原則」に基づき市政運営を行ってきた。今後は一層、議会、市長を中心とした市民間の相互調整機能を充実させるとともに、自律的経営によって真に必要な公共サービスの水準を共有し、第五期長期計画を推進することでまちづくりの目標達成に向けた行財政改革に取り組んでいく。

##### (1) 行政が担うべき役割の明確化

自助、共助で支えられるサービスや、企業・NPOなどで提供できるサービスは、市民・民間セクターの多様な主体による自立した活動が担うことで、活力ある地域社会が形成される。行政は、この地域社会の活力が最大限発揮されるよう、自らの役割を市民・民間セクターを補完する役割にシフトするとともに、市民・民間セクターによっては行えないサービスの提供とその活動への支援を担っていくことで、行政が直接担うべき領域を必要最小限にしていく。これにより、社会全体での公共サービスの量的拡大と質的向上を図っていく。(図③参照)

【図③ 公共サービスの提供主体イメージ図】



活発な市民活動や企業活動によって地域社会の活力が最大限発揮されるよう、行政は自らの役割を市民・民間セクターを補完する役割にシフトする。

(2) 長期的視点に立った財政規律の維持

今後のさらに進行する超高齢化や都市基盤・公共施設の更新を念頭におき、長期的な視点で持続可能な財政運営を行っていきけるよう、常に既存事業の必要性や効率性に注視し、経常経費の歳出抑制に努めるとともに、市有財産の活用等による歳入確保を行い、しっかりと財政規律を維持していく。

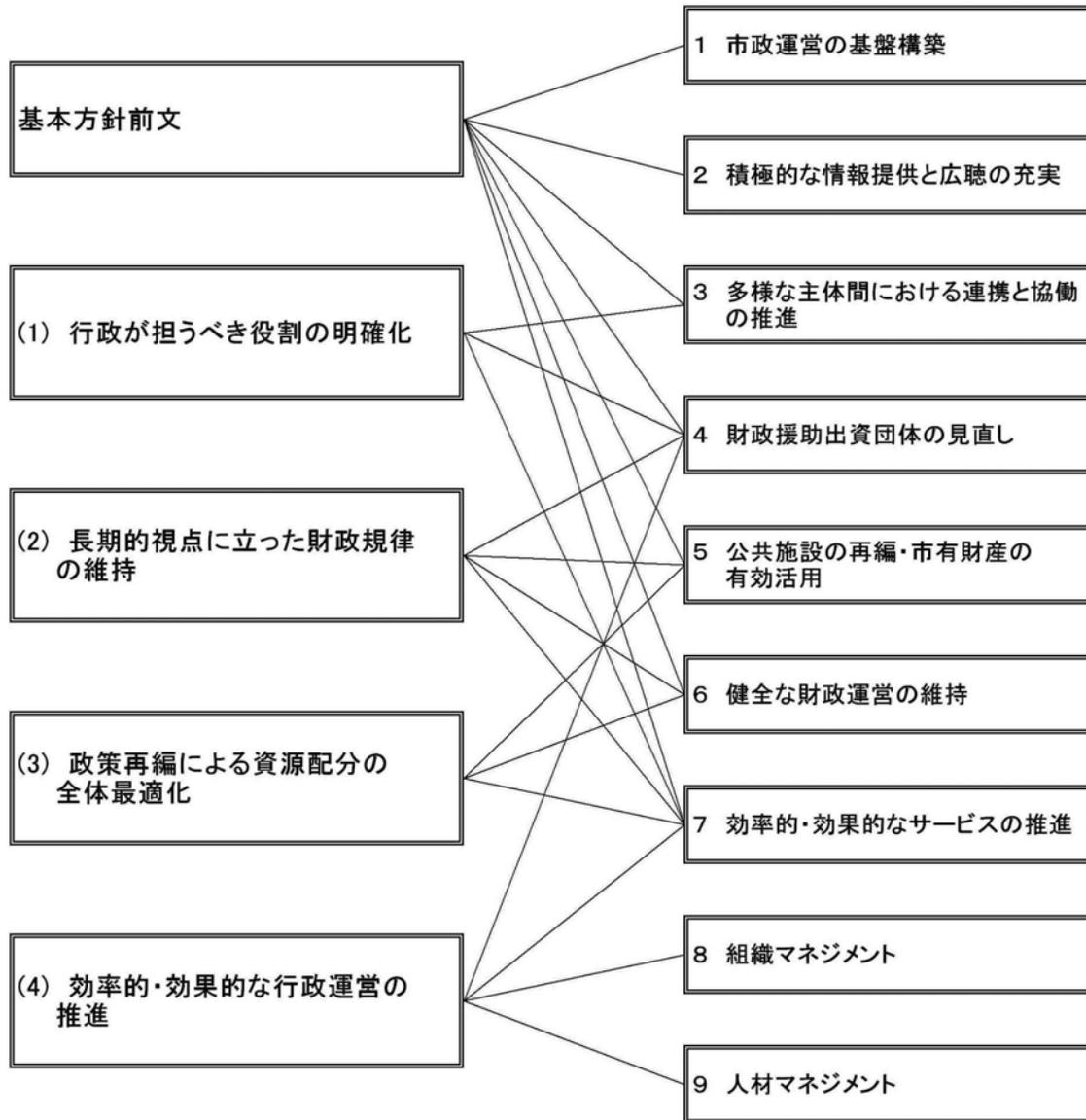
(3) 政策再編による資源配分の全体最適化

長期計画で定められた施策を推進していくためには、固定化した資源配分とサービス水準の見直しが必要となる。公共課題の解決策を、一つ一つの事業・施策単位で考えるのではなく、いくつもの事業を束ね組み合わせた視点から総合的に考え、既存事業の有効性とサービス水準を見直すとともに、それに代わる本市の特性を踏まえた新たな事業を生み出していくという政策の再編を行い、資源配分の全体最適化を図っていく。

(4) 効率的・効果的な行政運営の推進

行政が直接担うべき役割として、政策の企画立案調整、行政処分等の公権力の行使、行政事務の公平性や公正性の確保及び委託業務等を指導監督する管理業務等を中心に据え、組織のスリム化を図っていく。また、業務の標準化や外部化によって業務の効率化を図るとともに、常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に誠実かつ果敢に取り組んでいく人材を育成していくことで、効率的・効果的な行政運営を推進していく。

5. 行財政改革基本方針と実施項目の体系図



○アクションプランの策定について

本方針に基づき策定するアクションプランは、上記に掲げる実施項目に沿って具体的内容を盛り込むこととする。

## II. 武蔵野市行財政改革アクションプラン



## アクションプラン（平成 25～28 年度）の策定にあたって

---

第五期長期計画の行財政分野の施策を推進していくための方針として、平成 25 年度を初年度とし平成 28 年度までの 4 年間を期間とする第四次行財政改革を推進するための基本方針を、平成 24 年 9 月に定めた。

本アクションプランは、この方針において示された 4 つの基本方針、「行政が担うべき役割の明確化」、「長期的視点に立った財政規律の維持」、「政策再編による資源配分の全体最適化」、「効率的・効果的な行政運営の推進」に基づき、9 つの改革の視点を定め、第五期長期計画行財政分野の施策を推進していくための具体的な取組みである。

今後、これらの取組みを着実に推進することで、第五期長期計画が目指している「次世代に誇りを持って継承できる持続可能な都市」を実現していく。

# 1 市政運営の基盤構築

## (1) 市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化

### 市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化

担 当 課	企画調整課			
課題・目的	<p>主権者である市民の信託を受け市政に携わる議員と市長が、市政運営に必要な制度や手続き等のルールを市民に明示することによって、市民に信頼される公正で民主的な市政運営を行う必要がある。</p> <p>また、成長型から定常型へと変化する中、施設や都市基盤の更新を迎えることを踏まえると、これまでの行政の自己変革型行財政改革にとどまらず、市議会とともに地方政府としての行財政改革を推進するための市政運営の体制づくりにまで立ち返って検討する必要がある。</p> <p>議会、市長を中心とした市民間の相互調整機能を充実させ、「市民自治の原則」に基づき、自律的経営を行う必要がある。</p>			
取 組 事 項	市政運営における市民、議会及び行政の役割を再確認するとともに、地方分権時代において本市が目指す自治の姿を三者で共有し、市民自治の原則に基づく自治体運営の基本ルールを定める。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	自治体運営の基本ルールの検討	自治体運営の基本ルールの決定	制度・手続きの検討・制度化	→

## (2) 多様な市民参加の推進

### 多様な市民参加の推進

担 当 課	企画調整課・各課			
課題・目的	市民公募等に応募する市民や、市民意見を聞くための説明会等に参加する市民が、特定の分野等に関心の高い少数の市民に固定化する傾向がある。また参加する市民は高齢者が多く、現役世代が少ない傾向がある。			
取 組 事 項	<p>年齢、性別、地域等、実際の市民の構成に近い形でバランスよく参加してもらうための手法を検討し、多様な市民の参加を図る。</p> <p>各計画策定等において、多様な意見をいただけるよう分野・場面・段階等に応じて、公募や無作為抽出などによる市民の参加を検討するとともに、委員会等会議形式、グループワーク形式など適切な手法を導入する。</p>			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	各課への情報提供、環境市民会議、第4次子どもプラン、ごみ処理基本計画、他	五長調整計画、他	五長調整計画、他	各課への情報提供緑化・環境市民委員会、他

### (3) 地方分権改革への対応

#### 地方分権改革への対応

担 当 課	企画調整課・総務課・各課			
課題・目的	<p>市民に身近な行政サービスを、市が自主的かつ総合的に担っていくため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(地域主権一括法) 成立による義務付け・枠付けの見直し及び事務権限移譲に伴う基準等の検討と関係例規の整備や必要な体制・財源の確保を、地方分権推進の観点を踏まえ行っていく必要がある。</p> <p>また、現在国にて継続審議中の第3次一括法の動向に留意し、必要な対応を図っていく必要がある。</p>			
取組事項	<p>地域主権第1次一括法及び第2次一括法成立による義務付け・枠づけの見直し、東京都からの事務権限移譲に対して、市としての取り組みの方針を示し、関係部課と調整・連携しながら、所要の例規整備及び円滑な事務引継ぎ体制を整えていく。また、必要に応じて、都との連携、役割分担を図るとともに、周辺自治体との広域的な連携や情報交換を進めていく。</p> <p>条例等の制定にあたっては、パブリックコメントの実施など市民や事業者の意見を聞く機会を設定する。</p> <p>国・都に対しては、事務権限移譲に伴う必要な財源について適正かつ確実に措置されることを要望していく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

### (4) 積極的な投票参加の促進

#### 積極的な投票参加の促進

担 当 課	選挙管理委員会事務局			
課題・目的	<p>民主政治の基盤をなし、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会である選挙。とりわけ地方選挙における投票率の低下傾向が続く中で、公正かつ適正な選挙事務の管理執行とあわせて、投票環境の向上に努めるとともに、自由な意思で積極的に投票参加することを促す必要がある。</p>			
取組事項	<p>投票参加を促進するため、最も身近な市長・市議会議員選挙において、広報や啓発活動についてきめ細かく実施していく。また、「選挙公報」の迅速な配布と市ホームページへの掲載について検討・実施する。</p> <p>棄権防止及び利便性向上のため、期日前投票の一層の周知を図るとともに、期日前投票所の開設場所の見直しについて検討・実施する。</p> <p>若年層をはじめ有権者の政治や選挙への関心を高め、投票行動につながる効果的な啓発施策について、選挙事務に従事した学生等の声を取り入れながら検討する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	順次検討・実施	→	→	→

## 2 積極的な情報提供と広聴の充実

### (1) 市民視点に立った市政情報の提供

#### ① 市民にわかりやすい経営状況の公表

担 当 課	財政課			
課題・目的	現在の財政状況は健全性を維持しているものの、公共施設や都市インフラの老朽化により、延命化を図るための維持保全や建替え等に多額の費用が必要とされている。こうしたことから、市民の市政への関心を高め、市財政の現状と今後の見込みを知ってもらうことが非常に重要である。			
取組事項	年次財務報告書、予算の概要、決算資料等で、市の財政状況の概要、各施策、事業の経費と成果などについて、市民にわかりやすい公表をすすめる。また、財政援助出資団体を含めた中長期的な財政見通しと課題についても、市民に説明を行っていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

#### ② 政策形成過程の情報提供

担 当 課	企画調整課・財政課			
課題・目的	市民自治に基づく公正かつ合理的な市政運営を行うために、公共課題や市政運営の根幹をなす基礎情報または予算編成過程における情報を、政策形成過程において総合的に分かり易く市民・議会へ提供する必要がある。			
取組事項	市の財政状況や事務事業にかかるコストなどの基礎情報、事務事業あり方評価・検討対象事業の情報を、各広報媒体や説明会、議会への行政報告などを通じて、市民・議会に対し総合的に情報提供していく。 また、現在は予算査定状況について査定総額の公開を行っているが、翌年度に予定する長期計画の事業化についても予算編成段階での情報公開を検討する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

#### ③-ア 総合的な市政情報の提供【多様な広報媒体の活用】

担 当 課	秘書広報課			
課題・目的	市民のライフスタイルや情報の入手方法が多様化する中、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴を活かした市政情報の提供を行っていく必要がある。			
取組事項	市報・ホームページ・季刊誌・地域メディアなど、多様に広報媒体の特性を活かした広報活動を継続するとともに、新たなメディアにも対応を進めていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

③-イ 総合的な市政情報の提供【市政資料のホームページ掲載】

担 当 課	市民活動推進課			
課題・目的	行政計画や事業概要等の市政資料をHP上に公開しているが、すべてが網羅されているわけではなく、市政資料コーナーに出向いて紙媒体で読むことしかできないものもある。市民がいつでもどこからでも容易に市政情報にアクセスできるようにする必要がある。			
取組事項	市政資料を原則HP上で公開する方針を定めることによりHPでの市政資料公開の網羅性を高め、市民が市政資料に手軽にアクセスできるようにする。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	→	→

③-ウ 総合的な市政情報の提供【水道事業に係る総合的な情報の提供】

担 当 課	水道部			
課題・目的	水道事業（水道水、経営の効率化、水道施設の整備、都営一元化の検討）について市民に説明し、理解を得ることが必要である。 平成 26 年度から実施される公営企業会計制度の改正については経営情報に関する記載方法の解釈で、経営状況の見え方が大幅に変わることについての丁寧な説明が必要である。			
取組事項	水道事業の内容や特徴を各広報媒体などを通じて、市民に分かりやすい説明を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

(2) 適切な個人情報保護と必要な情報の共有化

適切な個人情報保護と必要な情報の共有化

担 当 課	市民活動推進課・防災課・地域支援課			
課題・目的	個人情報保護への「過剰反応」により、災害時等にも個人情報保護に過剰に配慮し、災害弱者への施策が効果的に行われず事例が被災地等であったことが東日本大震災等で指摘された。地域での個人情報保護と災害弱者救済を両立させるための方策が求められる。			
取組事項	災害時要援護者対策事業について、支援者自身の被災等により要援護者の確認が出来ない場合なども考慮し、地域での個人情報保護と災害弱者救済を両立させるためのガイドラインを策定する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	→	→

### (3) 公共サービスの一覧性の向上

担 当 課	企画調整課・秘書広報課・各課			
課題・目的	<p>市政に関する様々な情報が、適切に市民に届けられるように、情報の一覧性・検索性の向上を図る必要がある。その際、サービスの分野を越えた横断的・連続的な情報提供により、市民各々のニーズに応えられるようにしていく必要がある。</p>			
①	<b>分野の枠組みを超えた公共サービスの連動性と補完性の向上</b>			
取組事項	<p>健康福祉分野や子ども・教育分野、文化・市民生活分野など様々な分野において、また分野の枠組みを超えて、さらに行政や市民活動団体、民間企業など多様な主体間の連携を促進し、提供される公共サービスを横断的・連続的に一覧できるようにすることで、個々の公共サービスの連動性や補完性を高めていく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→
②	<b>サービス分野横断的な検索性向上</b>			
取組事項	<p>ホームページで、いっそうの広範な情報提供を進めるとともに検索性の向上を図る。また、個々の市民態様に応じたサービス分野横断的な検索性向上の方法についても検討を行う。</p> <p>市報などのペーパーメディアにおいても記事の配置などについて、必要に応じ検討し、適切な見直しを進めていく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

### ③ 生涯学習に関する情報の一覧性向上

担 当 課	生涯学習スポーツ課			
課題・目的	<p>行政が提供する生涯学習事業については、これまでも市の広報媒体において一覧性の向上を図ってきた。しかし、生涯学習に関する情報は、行政だけでなく地域の生涯学習活動団体、大学等が、それぞれの広報媒体を通じて提供しており、全体像を把握しにくい。そのため、情報の把握・提供において改善が必要である。</p>			
取組事項	<p>市の各部署、関連団体で実施している事業のほかにも、地域の生涯学習活動団体、企業、大学、研究機関等がもつ生涯学習情報を取りまとめ、生涯学習ガイドブック等に掲載していく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

#### (4) 広聴の充実と広報との連携

##### 広聴の充実と広報との連携

担 当 課	秘書広報課・市民活動推進課・各課			
課題・目的	適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。市民と市のコミュニケーションをより活発にするため、広報と広聴がそれぞれ一方通行にならないよう、双方向の情報の流れを確立する必要がある。			
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業を企画・運営する各主管課が、広報・広聴部門を媒介として、よりよい市民とのコミュニケーションを図れるように、事業周知だけでなく、施策の課題・背景を踏まえた情報提供を進める。</li> <li>・広報・広聴部門間の連携をより深め、市民に伝わりづらい情報について整理・分析し、効果的な広報活動を行う。</li> <li>・タウンミーティング、市政アンケートなど、あらゆる広聴の機会を充実させて市民ニーズの的確な把握に努める。また、各課の相談窓口の連携を強化することで、市民の要望に迅速・的確に対応できる体制づくりを行うとともに、行政内部で情報を共有し、各所管での積極的な広報に循環させていく。</li> <li>・相互コミュニケーション機能をもつSNSの活用などを検討する。</li> </ul>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

#### (5) 監査機能の充実・強化

##### ① 監査委員等の専門性向上の取組み等

担 当 課	監査委員事務局			
課題・目的	地域主権改革を推進するためには、市の行政活動が住民の信頼を得ていなければならない。そのためには、行政活動が適正かつ効率的に行われていることを適切にチェック、公表し、市民に対する説明責任を果たして行く必要がある。このため、監視・改善機能としての監査機能の充実強化を図る必要があるが、行政活動も多様化、複雑化しており、監査委員、職員の専門性の一層の向上が必要である。			
取組事項	監査委員、職員の専門性を高めるために、計画的に専門研修を実施する。また、公認会計士等の専門家との連携を検討する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施・検討	→	→	→

② 監査制度抜本改正への対応

担 当 課	監査委員事務局			
課題・目的	監査制度については、地方行財政検討会議において、監査制度の抜本的改正を行うとして3つの制度設計案が示され、引き続き第30次地方制度調査会で審議される予定であり、動向を注視していく必要がある。			
取組事項	第30次地方制度調査会の審議動向を注視し、法改正に的確に対応していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

### 3 多様な主体間における連携と協働の推進

#### (1) 主体間の柔軟なネットワークを構築するための環境整備

担 当 課	市民活動推進課・生涯学習スポーツ課			
課題・目的	多様化する公共課題を解決するには画一的な対応では困難であり、公共サービスを担う多様な主体が連携、協働して解決に取り組むことが必要である。また、このような連携と協働が、市民活動団体等の各主体の活性化や育成につながる。そこで、市民活動促進基本計画に基づき、市民活動団体をはじめとした各団体間におけるネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図る。			
①	<b>連携と協働の仕組みの構築</b>			
取組事項	様々な公共サービス分野を横断して、団体間の連携と協働が促進される仕組みを構築する。			
年次計画	H25 検討	H26 実施（運用開始）	H27 →	H28 →
②	<b>協働に関する相談・情報提供</b>			
取組事項	企業・大学等と市民活動団体に対し、協働に関する相談・情報提供を実施する。			
年次計画	H25 実施	H26 →	H27 →	H28 →
③	<b>協働コーディネーターの育成</b>			
取組事項	市民活動団体相互や行政、企業等の多様な組織、人材間において、双方の仲介を行うことのできる協働コーディネータを育成する。			
年次計画	H25 実施	H26 →	H27 →	H28 →
④	<b>市民活動団体間の協働の促進</b>			
取組事項	武蔵野プレイスを中心に、様々な市民活動団体に所属する者同士が話し合うことができる市民活動フロア懇談会や複数の市民活動団体の協働による事業を企画実施していく。			
年次計画	H25 実施	H26 →	H27 →	H28 →

⑤ 緑・環境分野各主体間のネットワーク構築

担 当 課	環境政策課・ごみ総合対策課・クリーンセンター・下水道課・緑のまち推進課			
課題・目的	環境施策は多様な主体が関わっていることにより進展してきているが、環境という概念は広く、各主体が関わっている公共課題等が個別化・詳細化している面がある。今後、環境政策をより効果的に推進していくためには、各分野での活動を一層推進していくとともに、各主体間の連携等を図ることで、環境活動の総合化を図っていく必要がある。			
取組事項	環境施策や環境啓発事業等に関する情報提供の一元化を進めることで一覽性を高めるとともに、環境関連の各種イベント等では、様々な主体間の交流が促進される場を提供することで、各主体間における情報交流や活動の連携等を図っていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	→	→

(2) 市民活動の自立化の促進と積極的活動への支援

① 相談体制の拡充と団体のマネジメント力向上

担 当 課	市民活働推進課・生涯学習スポーツ課			
課題・目的	市民活動が活性化し、公共課題に主体的に対応していくためには、活動団体等が自らの意志と基盤に立脚して活動するという自律・自立が欠かせない。 市民活動が活性化することにより、従来困難であった課題解決も期待できるため、積極的活動への支援を行う。			
取組事項	市民活動の多様性とステージにあわせて、各種情報提供の充実を図るとともに、市民活動団体の抱える課題解決につながるような相談体制の拡充や活動スキル向上のための機会の提供、財政的な支援等を実施する。武蔵野プレイスにおいては、市民活動入門、会計、広報等の NPO 等市民活動団体の運営に関する講座を開催するなど、市民活動のマネジメント力の向上を支援していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

② 自主防災組織の設立促進と活動支援

担 当 課	防災課			
課題・目的	地域防災力の向上のためには、避難所等を頼らず自宅で生活継続が可能な自助の推進と、安否確認・救出救助・初期消火・地域による避難所運営などの共助の推進が必要となる。そのため、地域防災の担い手である自主防災組織の設立促進と活動支援を行う必要がある。			
取 組 事 項	自主防災組織や避難所運営組織の設立を促進する。また、自主防災組織に対して、活動資器材等の貸与や訓練企画の補助、自主防災組織情報連絡会の実施により活動を支援していく。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	自主防災組織 35 団体（うち避難所運営組織 8 団体）	自主防災組織 40 団体（うち避難所運営組織 10 団体）	自主防災組織 45 団体（うち避難所運営組織 12 団体）	自主防災組織 50 団体（うち避難所運営組織 14 団体）

③ 緑を支える活動の支援

担 当 課	緑のまち推進課			
課題・目的	市立公園などを拠点に緑の保全、緑化、維持管理を行う緑のボランティア団体のなかには、構成メンバーの固定化・高齢化が進み、活動の広がりや自立的活動の継続が困難な団体もある。 市は団体に対して人的支援、物品の貸出、事業経費の助成など様々な形で支援を行っているが、必ずしも各団体の活動規模や内容に応じた支援となっておらず、各団体の自立した活動を促進する適切な支援へと見直しが必要である。			
取 組 事 項	① 緑に関係する団体のみでなく、地域大学等とのボランティア活動交流を通じて各種団体とのネットワークの形成・連携を図り、幅広い世代・地域の参加を促す。 ② これまで団体に対して行ってきた市の支援内容を抜本的に見直し、公平性と市民ニーズに十分配慮したうえで、統一した支援基準を策定し、自主的・自立的な緑ボランティア活動を支援していく。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	①検討・実施	→	→	→
	②基準の見直し	基準素案作成	基準策定	

④ 地域住民による支え合いのまちづくりの支援

担 当 課	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課			
課題・目的	地域住民が互いにつながり、支え合いながら安心して生活を営んでいくためには、地域住民自身の活動による地域づくりが重要である。そのためには、住民間の相互理解の促進や自主活動への支援などを通じた各地域の課題解決力を高めていく必要がある。			
取組事項	地域における障害者理解のための体系的な講習会の実施、認知症サポーター養成講座の充実等を通して、地域住民同士の心のバリアフリーを普及・啓発していく。 また、地域社協などの地域住民による自主活動に対して効果的な支援を行っていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

⑤ 共助を主体とした子育て支援体制の構築

担 当 課	子ども家庭課			
課題・目的	市が「コミセン親子ひろば」等の子育て事業を直営実施していることにより、地域や民間団体の自主的活動が促進されにくくなっている側面があり、地域や民間の活力を生かす形態を模索する必要がある。			
取組事項	子育て家庭と地域とのつながりを深めるために、子育て中の親子の居場所づくりとして実施している「コミセン親子ひろば」は、市直営から市民・民間セクターへの事業主体の変更を進める。また、自主的な「子育てグループ」などへの活動支援について、地域社協やコミセンなどを通じて、地域の子育て経験者に働きかけを行っていくなど、地域における「共助」を主体とした子育て支援体制の構築に取り組んでいく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	試行実施	実施	→

⑥ 公共サービスを担う市民活動への「場」の提供

担 当 課	市民活動推進課、高齢者支援課、各課			
課題・目的	<p>自助、共助で支えられるサービスや、企業・NPOなどで提供できるサービスは、市民・民間セクターの多様な主体による自立した活動が行うことで、地域の課題解決につながり、活力ある地域社会が形成される。</p> <p>サービスの内容によっては既に多くの企業・NPOが担い手として活躍している。しかし一方で、事業に対する補助金や一定の収益があったとしても施設整備の費用を含めると事業として維持していくことは難しい面がある。このようなNPOや市民活動団体に対して公益事業を行うための「市民活動の場」の提供を通じた支援が求められる。</p>			
取組事項	<p>必要な公共サービス需要を踏まえたうえで、今後のテンミリオンハウスのあり方を含め、土地や建物などによる「場の提供」を通じた、NPOや市民活動団体が行う公共サービスへの支援について検討する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検 討	→	→	→

## 4 財政援助出資団体の見直し

### (1) 財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し

#### 財政援助出資団体のあり方と団体に対する市の関与のあり方の見直し

担 当 課	企画調整課			
課題・目的	行政関係セクターが、担うべき役割を超えて税で公共課題に込んでいる状況があり、このことで行政以外のセクターの活動を阻害している面がある。公共サービスの提供主体は市民活動団体から企業まで多様化しており、自助、共助で支えられるサービスや、企業・NPOなどで提供できるサービスは、市民・民間セクターの多様な主体による自立した活動が行うことで、活力ある地域社会を形成していく必要がある。			
取組事項	行政セクターが取り組むべき課題を選別し、最も効率的で効果的な主体を選択することで、経費を削減するとともにサービスの向上を図っていく。また市が委託している事業についても、行政セクターが行うべきかという観点や市の関与の方法を見直すことで団体の自立化や地域社会の活性化を図る。 また、財政援助出資団体がより効率的・効果的なサービス提供を行う主体となるため、団体の存立意義に立ち返って、団体が担うべき役割と団体のあり方について検討・整理を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	見直し案の策定、指導の在り方の整理	見直し案の調整計画での検討、団体指導の整理	見直し案の調整計画での決定	見直しの実施

## (2) 財政援助出資団体における経営改革等の推進

### 財政援助出資団体における経営改革等の推進

担 当 課	企画調整課・財政課			
課題・目的	<p>市はこれまで、経営責任の明確化、自律的経営の促進、人材育成と経営基盤強化、経営の透明性を柱とする「武蔵野市財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」に基づき、指導監督を行ってきた。しかし、市政の代替・補完のために市が出資して設立した団体であることから、各団体は市からの委託事業を受け、補助金も支出されるなど、市からの収入に依存せざるを得ない状況にある。このようなことから、市の指導監督は、財政援助出資団体と市の関係性が不明確となり、自立した団体としての効果的な指導監督が行われていない。</p>			
取組事項	<p>団体は、時代のニーズに合わせて効率的・効果的に公共課題を解決するため、人材・予算等を最適に再配分するとともに、更なる自主財源の確保、効率化を進める。また不動産等の高額資産を所有している団体においては、将来的な必要性、重要性などを踏まえ、管理方法の見直しや、売却も視野に入れて取り扱いを検討していく。</p> <p>今後、より効率的・効果的なサービス提供を行う主体となるよう実効的な経営改革を進めるため、市の行財政改革アクションプランと市の各団体に対する経営改革プラン、各財政援助出資団体の経営改革プラン、経営目標等の関係性の整理・再検討を行う。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	見直し計画の策定 サービス向上と効率化	サービス向上と効率化 指定替えの準備	サービス向上と効率化	見直し計画の実施

## (3) 指定管理者制度の効果的な活用

### ① 指定管理者の指定替え

担 当 課	企画調整課			
課題・目的	<p>本市の指定管理者制度導入施設は、コミュニティセンターとゼロワンホールを除いて、全て市の財政援助出資団体が指定されており、また原則公募としながらも現段階では公募された施設はないため、競争原理が働いていない。また施設の単なる貸し出し、維持・管理と事業の企画等を行っている部門があるが、その全てを行政セクターが担うことで、多様な主体が強みを発揮する活力ある社会の構築を阻害している面もある。</p>			
取組事項	<p>今後策定する財政援助出資団体の在り方検討のための方針に基づき、より効率的・効果的な主体への指定管理者の指定替えを行う。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	指定管理者公募の方針の決定	指定管理者の公募の実施・選定・決定	新たな指定管理者の管理開始	運営状況の検証

## ②-ア 指定管理者制度導入【図書館】

担当課	図書館			
課題・目的	平成 23 年 7 月から武蔵野プレイスにおいて、図書館への指定管理者制度を導入している。武蔵野プレイス図書館の指定管理者制度導入の効果等を検証し、他館への導入を検討する必要がある。			
取組事項	武蔵野プレイスの検証を踏まえ、武蔵野プレイス以外の 2 館についても、指定管理者制度導入を検討していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	武蔵野プレイスの検証・導入の検討			

## ②-イ 指定管理者制度導入【公営住宅】

担当課	住宅対策課			
課題・目的	公営住宅の管理・運営について、指定管理者制度の導入の可能性が考えられるが、本市だけの規模では実施が難しい。			
取組事項	同じ課題を抱える近隣自治体との連携により、指定管理者制度を導入することで、管理コストが抑えられる可能性はあるため、今後検討をしていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討			

## 5 公共施設の再編・市有財産の有効活用

### (1) 「公共施設配置の基本的な方針」に基づく公共施設の再編

#### 「公共施設配置の基本的な方針」に基づく公共施設の再編

担 当 課	企画調整課			
課題・目的	将来にわたって必要となる行政サービスを提供できる健全な行財政基盤を確立するためには、将来の行政需要を見据えて効果的・効率的な公共施設の再編を行い、公共施設によるサービスの量・質・コストの全体最適を図ることが必要である。			
取組事項	「公共施設再配置等に関する基本方針」に基づき、長期的視点に立った今後の公共施設及びそのサービスのあり方を検討し、施設総量の抑制や建物の長寿命化等を具体化した公共施設再編案を策定する。 その後、公共施設再編案をたたき台として、第五期長期計画・調整計画での検討を経て、再編を実行する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	再編案の検討	再編案の策定 調整計画策定における再編案の検討	調整計画における再編案の検討	調整計画に基づく再編実行

### (2) 公共施設の総合的・計画的整備（ファシリティマネジメント）

#### ① 公共施設の予防・劣化保全整備の推進

担 当 課	企画調整課・施設課			
課題・目的	建替えなど公共施設にかかる大きな財政負担を軽減していくには、既存施設の長寿命化を図り、できる限り長い期間活用し続けることが必要である。 しかし、既存施設の5割以上が築後30年を経過しており、物理的な老朽化が進む中で、施設の安全性や機能を維持するための計画的な予防・劣化保全整備が不可欠である。			
取組事項	不具合による影響が甚大で予防保全する必要がある建築部位・設備機器類を調査・把握し、整備の優先順位を定め、予防・劣化保全整備を計画的に行うことにより施設の安全と機能維持を図る。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

## ② 浄水場施設の効率的な整備・更新

担 当 課	工務課			
課題・目的	浄水場施設の現状を的確に把握し、常に実態と一致した状態で管理を行い、効率的な施設整備・更新を行う必要がある。			
取組事項	水道施設資産台帳の整備に伴い、施設設備保全計画を策定し効率的・効果的な維持管理を行い、施設の延命化、更新費用、LCC の低減を図る。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	→	→

## ③ 公共施設のリノベーションの推進

担 当 課	企画調整課・施設課			
課題・目的	<p>建替えなど公共施設にかかる大きな財政負担を軽減していくためには、今ある既存施設を築後 50～60 年使用していく必要がある。</p> <p>そのためには、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災機能の強化や省エネ性能など、時代とともに変化する施設機能に対するニーズに対応していくことや文化施設、コミュニティセンターなど各施設の用途・機能を時代に合ったものに改善していくことが必要である。</p>			
取組事項	<p>今後数十年活用していく公共施設については、バリアフリー条例やユニバーサルデザインガイドライン、改定される地域防災計画や環境基本計画に則り、必要な機能整備を図るとともに新たな技術を導入し、ライフスタイルや社会状況の変化に対応した使い易い施設に改善していく。</p> <p>また、文化ホールなど施設用途上必要な特殊設備の更新をしなければならない場合は、長期休館も含めた大規模な改修を行って新たな価値を付加していくなど、公共施設のリノベーションを推進していく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

### (3)未・低利用財産の有効活用

#### ① 土地・建物の有効活用の推進

担 当 課	企画調整課・管財課			
課題・目的	市が管理（所有・賃借）する土地・建物のなかには、利用計画が定まっていななどの理由から、その資産価値を引き出せないまま維持管理コストがかかっている未・低利用財産があり、その有効活用による財政負担の軽減や歳入の増加を図ることが課題である。			
取組事項	<p>未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針において、「売却」に分類された土地の売却を推進する。そのうち、面積が狭小、不整形などの理由により売却が困難な土地については、売却手法を検討する。「売却」に分類された土地以外の物件については、継続的に有効な活用方法を検討し、臨時的な貸付等を行う。</p> <p>また、第五期長期計画においても方向性が明確に示されていない未・低利用財産については、第五期長期計画・調整計画策定に向けて、売却・貸付を含む有効活用を検討していく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

#### ② 積極的な借地の返却

担 当 課	企画調整課			
課題・目的	市民会館の駐車場や武蔵境市政センターが設置されている土地など、市が管理する借地には多額の借地料が発生している。今後迎える公共施設の更新時期に備えて、経常的な財政負担の軽減を図るためには、公共施設の統廃合や複合化の検討にあわせて、公共課題の解決に向けて効果的な活用が見込めない借地の返却を推進する必要がある。			
取組事項	公共施設再編の検討にあわせて、借地の返却を積極的に検討していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	

## 6 健全な財政運営の維持

### (1) 新たな複式簿記会計の導入

#### 新たな複式簿記会計の導入

担 当 課	財政課			
課題・目的	本市では複式簿記の考え方に基づく独自の財務諸表を作成し、現金主義会計では捕捉できない資産や負債などを明らかにし、市民に公表している。一方、東京都の複式簿記方式では組織・事業別にリアルタイムに財務諸表を作成することができる。より一層の経営的視点による市政運営のために、こうした取り組みが有効かどうか、その活用方法も含め検討する必要がある。			
取組事項	他団体の方式と本市の財務諸表とのメリット、デメリットについて比較検証を行い、導入について独自の方式を含め検討を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	調査・検討	検討	→	→

### (2) 財政運営ガイドラインの設定

#### 財政運営ガイドラインの設定

担 当 課	財政課			
課題・目的	公共施設や都市インフラの維持・更新経費として、今後 20 年間でおおむね 1,600 億円が必要とされるなど、厳しい財政状況が見込まれている。また、高齢化の進展による扶助費の増加も見込まれており、経常経費の削減が必要とされている。中長期的にも市財政の弾力性を維持し、市の財務状況についてわかりやすく市民への説明を行っていくことが必要である。			
取組事項	平成 25 年度に検討を行い、中長期にわたる健全な財政運営を維持するため、財務諸表等を活用した、財政運営における独自のガイドラインを策定する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検 討	策 定	→	→

**(3) 入札及び契約制度の見直し****① 総合評価入札の検証**

担 当 課	管財課			
課題・目的	入札の透明性・競争性を図りながら、契約事務のコスト負担を考慮しつつ、価格、品質等を評価して優れた内容の契約ができるよう、平成24年6月より総合評価入札を試行している。試行の結果を検証する必要がある。			
取組事項	総合評価入札について、その試行の実績等を検証し、必要な見直しを行う。 ＜参考＞武蔵野市における総合評価入札（H24.6より試行） 対象：設計金額5,000万円以上の工事請負契約 方法：市町村向け簡易型（特別簡易型）			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	試行	→	検討	見直し

**② プロポーザル方式実施基準の作成**

担 当 課	管財課			
課題・目的	委託業務等の発注においてプロポーザルによる契約が増加しているが、その実施方法が統一されていないため、公平性及び透明性を高めるための取組みが必要である。			
取組事項	プロポーザル方式実施基準を作成する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	策定	→

**③ 工事成績評定苦情審査委員会の設置**

担 当 課	総務課			
課題・目的	入札契約適正化法に基づく適正化指針において、工事成績評価についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服がある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備することが求められている。			
取組事項	工事成績評定をさらに推進するため他自治体の状況を参考にしうえて、厳正かつ公平な視点による工事成績評定苦情審査委員会を設置する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	調査・設置	→	→	→

#### (4) 歳入の確保

##### ①ーア 広告収入等の確保【公共施設への広告掲載】

担 当 課	財政課・各課			
課題・目的	市公共施設の管理運営費の抑制につながる一つの手法として、広告等の収入の拡大を図る必要がある。			
取組事項	公共施設やパンフレットなどに民間事業者の広告を掲出して広告料収入を得ることを、他の自治体での事例を参考にしながら、検討を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

##### ①ーイ 広告収入等の確保【市報への広告掲載等】

担 当 課	秘書広報課			
課題・目的	収入の確保・拡大を図るとともに、市民への広範な情報提供を支援するため、広報媒体への広告掲載の取り組みを進める必要がある。			
取組事項	①市報への広告掲載については、既に実施している他自治体における効果の検証等を踏まえて、導入に向けて検討していく。 ②既に有料バナー広告を導入しているホームページは、これを継続するとともに、トップページ以外の特定のページへの拡大を図る。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	①検討	→	→	→
	②継続実施・拡大	→	→	→

##### ①ーウ 広告収入等の確保【ムーバス車内広告掲載等】

担 当 課	交通対策課			
課題・目的	ムーバス運行補助金の抑制につながる一つの手法として、広告等の収入の拡大を図る必要がある。			
取組事項	ムーバス車内・バス停留所への広告掲載など、他の自治体での事例を参考にしながら、有料広告の導入について検討を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

**①-エ 広告収入等の確保【図書館ホームページ等への広告掲載等】**

担 当 課	図書館			
課題・目的	収入の確保や支出の抑制につながる手法の導入について検討を行う必要がある。			
取組事項	図書館カード・図書館カレンダー・図書館ホームページ等への広告掲載について検討を進めるとともに、他自治体で導入している雑誌スポンサー制度について研究する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・研究	→	→	→

**②-ア 市税収納率の向上【徴収体制の強化】**

担 当 課	納税課			
課題・目的	本市における平成 23 年度の市税徴収率は多摩地域では下位である。特に滞納繰越分については、調定額及び件数は増加している。税の公平性を確保するとともに、積極的に歳入を確保していくためには、市税の現年度分及び滞納繰越分について徴収体制の強化を図る必要がある。			
取組事項	3年程度の期間を徴収強化期間と定め、滞納整理の様々な取組（財産調査、納税相談、差押、搜索、公売、処分停止）の強化を行い、滞納者数の圧縮を行う。また滞納繰越の調定額が増加していることへの対策の一つとして、現年度分の徴収に関する取組みを強化する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

**②-イ 市税収納率の向上【人材育成と効率的効果的な徴収方法】**

担 当 課	納税課			
課題・目的	徴収実務には、財産調査、納税相談、差押、搜索、公売、処分停止など、専門知識や実務経験の蓄積を持った職員が必要となる。 また、他市の事例も参考に徴収率向上への取り組みを検討、実施する必要がある。			
取組事項	都内各自治体の完結困難な案件を担当することで短期間のうちに実務経験と専門知識を得られる東京都への派遣研修をはじめとして、実務研修や部内研修の実施などにより、専門性の高い職員を育成し、徴収体制を強化する。 その他、徴収率の高い自治体の取り組み事例などの情報を積極的に収集し、本市の取組みとしての効果を検証し、実施していくことで徴収率の向上を目指す。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

### ③ 市債権管理の適正化

担 当 課	財政課・市民税課・資産税課・納税課・自治法務課・保険課・高齢者支援課・児童青少年課・保育課・住宅対策課・下水道課・教育支援課・水道部総務課			
課題・目的	債権管理の方法は一様ではなく、自力執行権の有無などについて相違があるため、債権の種類（公債権・私債権）に応じた適切な取組みが必要である。 また、歳入の確保と債務者間の負担の公平化の実現、債権管理に関する法的リスクの軽減、債権管理事務の合理化・効率化など市の債権の適正管理に努める。			
取 組 事 項	市債権管理への取組について、全庁的に把握し、情報の共有化を図ること、また、困難案件の対応や効率的な債権管理の在り方を検討する。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

### (5) 受益者負担の適正化

#### ① 使用料・手数料の見直し

担 当 課	財政課			
課題・目的	使用料・手数料は、そのサービスを利用する人のみが利益を受けることから、使用料・手数料の設定にあたっては、施設の利用者等サービスの受益者と施設を利用しない人、受益を受けない人との公平性を確保する必要がある。 今後も社会経済状況の変化にあわせ、公平性の観点から定期的に見直し・手数料、減免制度の見直しを行うことが必要である。			
取 組 事 項	社会・経済状況の変化、他市との均衡も考慮しながら、定期的に見直しを行う。また、必要がある場合は随時、見直しを行い、適正化を行う。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	見直し	→	→	→

#### ②下水道使用料の見直し

担 当 課	下水道課			
課題・目的	下水道施設の更新等のために今後膨大な事業費が必要となる。段階的に使用料を値上げすることで、将来の市民負担の軽減をはかる。			
取 組 事 項	下水道総合計画の改定に合わせて下水道財政計画を見直し、使用料の値上げ、一般会計からの繰出金、基金の創設などについて考え方を整理した上で、下水道使用料検討委員会を設置し使用料の見直しを行う。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討	計画策定	実施	→

③ 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度の見直し

担 当 課	子ども家庭課			
課題・目的	保険診療の自己負担分を所得に関わらず助成する制度。 平成 21 年 10 月に、義務教育修了前までの児童に拡大し 3 年が経過したことから、制度の効果を検証し、今後のあり方を検討する。			
取 組 事 項	施策効果を検証し、今後のあり方を検討する。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	実施	→

## 7 効率的・効果的なサービスの推進

### (1) 業務の外部化の推進

#### ① 外部化の推進

担 当 課	企画調整課・人事課			
課題・目的	<p>他市と比較して本市の職員数は多く、超過勤務も長時間に及んでいる状況があり、外部化による更なる効率化が求められている。</p> <p>一方で、政策の企画立案調整力や委託業務等の指導監督のための専門性を組織内部に蓄積していくことも求められており、これらに留意し外部化を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>他自治体での外部化事例を参考としながら、第6次定数適正化計画において窓口業務など一部業務の切り出しなど外部化を推進する。</p> <p>また、市職員が担うべき業務についてさらに整理を進め、外部化の対象とする事業や外部化の検討手順、留意点等を示す外部化に関するガイドラインを策定する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	ガイドライン策定・実施			

#### ② 公共施設定期点検業務の外部化

担 当 課	施設課			
課題・目的	<p>総合的な施設整備にかかる企画立案調整など市に求められるの業務を、市職員が担い推進していくためには、市職員でなくとも実施可能な定型的な業務の外部化を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>建築基準法第12条に基づく定期点検業務について民間活力を活かした外部化を推進する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	→	→

#### ③ 窓口業務の外部化

担 当 課	市民課			
課題・目的	<p>効率的で効果的なサービスの提供への取り組みとして、市民課業務のうち、郵送請求業務の民間委託を行った。</p> <p>業務のさらなる効率化をめざし、他の業務についても外部化について検討を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>他自治体の事例も参考にしながら、適法性、効率性、経済性、個人情報保護等の観点から、民間委託が可能な業務について外部化を拡大する方向で検討する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→		

④ 業務の見直し及び外部化を含めた業務の効率性向上

担 当 課	ごみ総合対策課			
課題・目的	平成 29 年度に予定されている新クリーンセンターの稼働に向けて、さらなるごみの減量及び資源化を進めていくため、各種施策の立案と着実な実行が必要となっている。一方、職員定数適正化も前提として、業務の一層の効率化も求められている。			
取組事項	平成 25 年度からふれあい訪問特別収集を完全委託化する。組織構成を見直すとともに、業務の見直し及び外部化を含めた業務の見直しを検討する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

⑤ 水道業務の外部化

担 当 課	水道部総務課・工務課			
課題・目的	民間のノウハウを活用できる業務は委託化を図り、さらに委託業者を含めた問題意識を共有し取り組む必要がある。			
取組事項	調定・収納業務の包括的外部委託化、水道施設の維持管理業務の外部委託化など民間活力やノウハウを活かした外部化を進める。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

(2) 一体的なサービス提供へ向けた政策の再編

① 政策再編

担 当 課	企画調整課・各課			
課題・目的	<p>施策・事業を細切れに実施しても単独事業では政策効果は低く、各々の事業としては高いサービス水準を提供しているにも関わらず課題解決につながらない場合がある。</p> <p>「現金給付事業の見直し」や「適正なサービス水準の検討」により財源を生み出し、課題に対し、いくつかの事業を束ね組み合わせることで、政策効果の最大化を図っていく必要がある。</p>			
取組事項	既存事業の見直しとともに、政策効果の最大化が図れるよう、新規事業を含む複数の事業を一つの政策パッケージとして編成し、実施する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

② 現金給付事業の見直し

担 当 課	企画調整課・財政課・各課			
課題・目的	<p>これまでに事務事業については「事務事業補助金見直し委員会」の見直し作業の第一段階として、すべての事務事業を対象とした自己点検・評価を行った経緯があるが、補助金については、「補助金評価委員会」の報告をもとに、協働的、援助的補助金については予算査定の中で評価を行い、その他の補助金は、事務事業評価において一部の事業を取り上げ評価を実施している。</p> <p>これまで、補助金を網羅的に評価したことはなく、また、扶助費における現金給付を含め、補助金等の給付状況が市民に充分伝わっているとは言えない。</p> <p>これらの現金給付事業が負担する市民も納得でき、真に必要とされる事業であるかを検討し、必要性の低い事業は見直しを進めるとともに、本市の特性を踏まえた適正な水準に改め、その財源をもとに、個々のニーズに合った細やかなサービス給付へと見直しを図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>補助金等の現金給付事業について網羅的に評価を行い、評価内容を公表する。</p> <p>評価により見直すべきと判断される事業については、現金給付から、自治体に求められる個々のニーズに合ったきめ細やかなサービスの提供へと見直しを図る。</p> <p>※個人に対する補助金の評価—平成 24 年度</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	評価・見直し実施	見直し実施	→	→

③ 適正なサービス水準の検討

担 当 課	企画調整課・各課			
課題・目的	本市の特性を踏まえた適正な行政サービス水準を検討し、その水準に即した独自の政策を生み出し、最適な資源の配分を行っていく必要がある。			
取組事項	事務事業評価等を通じ適正なサービス水準を検討していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

④ 障害者福祉分野に係る支援のあり方の見直し

担 当 課	障害者福祉課			
課題・目的	障害者福祉サービスについては、現行法に基づくサービスが充実してきており、平成 25 年度からは難病患者もサービスの対象とした障害者総合支援法が施行される。今後もサービスの拡充に対応するとともに、従来からの現金給付事業については、障害者福祉サービス体系全体の中であり方を見直していく必要がある。			
取組事項	現金給付から個々のニーズに合った現物給付へシフトすることが必要であることから、各種手当をはじめとした現金給付のあり方について検討を進めていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

⑤ 幼児教育振興への市の関与のあり方の見直し

担 当 課	子ども家庭課			
課題・目的	幼児教育の振興についての市の関与のあり方を確立し、平成 27 年度に施行される子ども・子育て三法に基づく国の財政措置の変更に対応していくため、政策の再編の検討が必要である。			
取組事項	幼児教育の振興に関する市の関与のあり方を整理し、政策プログラムの検討を進める。また、平成 27 年度以降に予想される国の幼稚園等に対する私学助成の制度変更を念頭に、市の保護者負担軽減を含めた財政支援のあり方について、評価・検討を進め、必要に応じて制度の見直しを検討する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	考え方の整理	評価・検討	見直し	→

⑥ ひとり親家庭の自立にむけた支援の強化

担 当 課	子ども家庭課			
課題・目的	ひとり親家庭に対する支援の位置づけを生活支援中心から自立（就労による）支援に重点を置き、ひとり親の自立支援を強化する。			
取組事項	ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の自立を支援するための政策再編を推進する。 ひとり親家庭への市の施策全体を見直し、個々のニーズに合ったきめ細やかなサービスの提供へ切り替えを図る。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	実施	→

### (3) 施設維持管理の効率化

#### ① 市有施設の維持管理費節減

担 当 課	財政課・各課			
課題・目的	<p>施設維持管理業務については、業務仕様の最適化や品質に対する管理が十分行われているとは言えない状況がある。</p> <p>施設の維持管理費を節減し経常経費の縮減を行うとともに、サービスの質の維持・向上を図る必要がある。</p>			
取 組 事 項	<p>清掃、設備管理点検、警備、受付業務等の施設維持管理業務について、業務仕様の見直しを行う。</p>			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

#### ② 公園緑地の効率的・効果的な維持管理に必要なガイドラインの策定

担 当 課	緑のまち推進課			
課題・目的	<p>公園緑地の増加と多様化が進んでおり、維持管理に関わる市民団体等も増加傾向にある。また、公園緑地が多様化すればするほど、手入れに関する問い合わせや苦情も増加しており、管理経費の増大も免れない状況になっている。公園緑地の効率的・効果的な維持を行っていくためには、維持管理に関わる方針を明確にする必要がある。</p>			
取 組 事 項	<p>公園緑地は地域の共有財産であるという共通認識に立ち、公園緑地の維持管理に関して、以下のような内容を含むガイドラインを策定し、効率的・効果的な公園緑地の維持管理に必要な体制を構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的・定期的に公園緑地を維持管理していくため、樹木剪定の回数や手法、時期、落ち葉清掃など植栽、樹木管理に加え、道具の安全、清掃、衛生管理、公園利用について統一基準を定める。</li> <li>・公園緑地の維持管理に関して、市と協定を締結する市民団体や市内造園業者と市の間における役割分担を明確にし、各主体間の連携と協働を推進する。</li> </ul>			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討	ガイドライン策定		

#### (4) 業務の効率化

##### ① ICT 経費の抑制

担 当 課	情報管理課			
課題・目的	ICT の活用による庁内業務の更なる効率化を目指すとともに、庁内情報システムの最適化や適切な競争環境によるシステム調達を実施することで、増大する傾向にある ICT 経費を抑制していく。			
取 組 事 項	「武蔵野市情報システム調達ガイドライン」を活用し、住民情報系システムや内部統合情報システムの再構築をはじめ、各課システムの導入・構築・運用等にかかる経費の抑制を支援していく。さらに、サーバ仮想化技術による庁内仮想化基盤の構築、庁内ネットワーク統合（住民情報系と内部統合系）の検討、システム調達の際のクラウドの検討にも取り組んでいく。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

##### ② 住民情報系システム再構築における情報連携と個人情報保護

担 当 課	情報管理課・市民活動推進課			
課題・目的	住民生活の利便性向上及び庁内業務の効率化・スリム化を図ることを目的とした庁内各部署間のシステム情報連携の拡大を推進する。その際、個人情報の保護については最大限留意して進めていく必要がある。			
取 組 事 項	住民情報系システム再構築において、これまで紙等で情報共有していた情報についても、武蔵野市個人情報保護条例等に基づき、可能な限りデータによる情報連携を行っていく。 ※平成 24 年度中に個人情報保護審議会に諮問する予定			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	実施	運用	→	→

##### ③ 社会保障と税に関わる番号制度への対応

担 当 課	情報管理課・市民活動推進課			
課題・目的	今後導入される予定の社会保障・税に関わる番号制度について、各種税・社会保障関係の情報が国や他自治体とシステム連携されることになるため、より適切な個人情報保護対策を講じていく必要がある。			
取 組 事 項	社会保障と税に関わる番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人情報の安全対策等事前評価を行った上、国や他自治体と情報連携を進めていく。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討	検討	実施	運用

#### ④ 防災情報システムの再整備

担 当 課	防災課			
課題・目的	他システムとの機能重複や災害時の実運用において十分に効果を発揮できなかった機能が一部存在するなど、平成 19 年度からの運用と東日本大震災を経て浮き彫りになった現行防災情報システムの課題を解決しなければならない。			
取組事項	平時及び災害時における実運用に則したより効率的・効果的なシステムへ見直すとともに、システム運用にかかる経常経費の削減を図る。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	導入・実施	→	→	→

#### ⑤ 公園緑地総合管理システムの導入

担 当 課	緑のまち推進課			
課題・目的	公園や街路樹に対する住民からの苦情・要望件数は、年々増加傾向にあり（約 900 件）、これまでの紙媒体による処理では、速やかに市民要望に対応することが困難になっている。また、約 170 箇所の公園緑地と 2000 本を超える街路樹等の維持管理状況や、住民からの苦情要望の声を、効率的かつ効果的に蓄積し、その後の維持管理に活用するためにも、情報の一元化・共有化・見える化が容易に行える、総合的な維持管理システムの導入が急務である。			
取組事項	クラウド型サービスによる維持管理システム導入により、市が管理する公園緑地、街路樹の台帳情報及び日常維持管理情報、住民から寄せられる苦情・要望を一元管理することで、日常業務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指す。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	導入			

### (5) サービスの拡大

#### ① 自動交付機の利用拡大とコンビニエンスストアの活用

担 当 課	市民課			
課題・目的	市民の生活様式の多様化が進む中、行政サービスの利便性の向上を目的に証明書自動交付機を設置し、市役所の開庁時間以外にも証明書の交付を受けられる取り組みを進めてきた。今後も市民ニーズに対応した利便性の向上と業務効率化を進めていく必要がある。			
取組事項	証明書自動交付機の利用拡大について検討を継続するとともに、他自治体で導入が始まったコンビニエンスストアでの証明書交付なども含めて、証明書交付のサービス向上について検討していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

## ② 休日窓口の拡大

担 当 課	市政センター			
課題・目的	平成 20 年 8 月より、休日窓口を開始し市民サービスの向上を図ってきた。生活様式の多様化が進む中、市民の利便性に即した窓口行政サービスの提供機会の拡大を図っていく必要がある。			
取 組 事 項	休日窓口の拡大については、これまでの利用実績、あるいは拡大に必要な経費、効率的な窓口サービス内容など総合的に精査し、検討していく。 また、春の引っ越しシーズンや大型マンションの竣工など流動的な需要に対し臨時に窓口を開設することにより、機動的に市民ニーズに対応していく。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	→	→

## ③ 市税等納付の多チャンネル化の推進

担 当 課	各課			
課題・目的	曜日や時間、場所に制約されることなく、市民が市税・保険料等を納付することができるよう市民の利便性を向上するとともに、収納率の向上を図るため、コンビニエンスストアやクレジットカードなどを活用した納付方法の多チャンネル化を積極的に検討する必要がある。			
取 組 事 項	平成 25 年度より、コンビニエンスストアでも固定資産税の納付ができるようにする。(軽自動車税、市都民税、国民健康保険税については、実施済み。) なお、システム再構築に伴う帳票仕様の統一化も視野に入れ、各種税目において、Pay-easy など他の納付方法についても検討する。 また、現在金融機関・郵便局のみの取扱いとなっている後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付について、コンビニエンスストアでの取扱い拡大を検討する。  ※Pay-easy (ペイジー) 利用者が ATM やインターネットバンキングなどから 24 時間 365 日支払いを行うことができる仕組み。			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	実施・検討	→	→	→

## (6) 近隣自治体との広域連携の推進

### ① 自治体クラウドによる広域連携

担 当 課	企画調整課・情報管理課・各課			
課題・目的	システムの共同利用や広域連携によってさらに効率的・効果的な行政サービスの提供が可能となるものもある。そのためには、各市間において、業務の標準化を踏まえたシステムの共同利用や広域連携の具体化に向けた検討が必要である。			
取組事項	国や都道府県レベルにおける動向を注視するとともに、先行事例における実証と経験を参考としながら、自治体クラウドによる業務システムの共同利用や行政サービスの広域連携について、近隣各自治体と連携・協力して調査研究を進める。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	調査研究	→	→	→

### ② 環境施策に係る広域連携の取組み

担 当 課	環境政策課			
課題・目的	環境問題の多くは、市町村が単独で解決できるものではなく、一定の面的な広がりの中で、課題を共有しながら連携の下に施策を展開していくことで、解決していく必要がある。			
取組事項	他自治体とともに、公共課題や情報の共有化を進めるための基盤づくりを進める。また、みどり東京・温暖化防止プロジェクトで現在実施しているスマートコミュニティの研究事業に継続して参加していくほか、必要な事業について、引き続き参加を検討していく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

### ③ 廃棄物処理における広域連携の取組み

担 当 課	ごみ総合対策課			
課題・目的	基礎自治体ごとに廃棄物処理を実施することは非効率または効率的ではなく、広域的な連携が必要不可欠である。特にリサイクル等を一層進めていくためには広域連携の重要性がますます高まることになる。また、震災等大規模災害時における廃棄物処理については、単独市だけでは対応できないため、東京都及び多摩 25 市 1 町を始めとした連携体制の構築が不可欠である。			
取組事項	現在、国が進めている小型家電リサイクルシステムの構築について、東京都のプロジェクトで検討されている広域連携による回収の研究を進める。 また、震災による災害がれきの処理に際し、必要となる東京都及び多摩各市との広域連携の内容研究と連携体制の構築を検討する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	調査研究・検討	→	→	→

④ 市外に居住する者に対する予防接種費用負担の軽減

担 当 課	健康課			
課題・目的	予防接種法に基づく予防接種は市町村が実施主体となっており、かかりつけ医が必ずしも市内にあるとは限らず、本市で接種した他区市民の接種費用は本市の負担となっており、個別接種の推進と予防接種の種類増加に伴い、他区市町村の接種費用の負担増が課題である。区市町村間の相互乗り入れを実施することにより事務と費用負担の軽減と市民の利便性向上を図る必要がある。			
取組事項	現在、三鷹市との相互乗り入れを実施しているが、隣接する他自治体へと広げていくための協議を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

## 8 組織マネジメント

### (1) 行政課題に対応した組織の見直し

#### ① 新たな行政課題の解決に向けた組織の見直し

担当課	企画調整課			
課題・目的	公共課題の拡大と多様化、また公共サービスを担う主体の多様化にともない、行政が取り組むべき課題も変質しており、これらの課題に適切に対応していくため、既存の組織体制を適時適切に見直す必要がある。			
取組事項	新たな行政課題の解決に向けた施策の推進に必要な組織体制を整えるため、課係・職の新設、統廃合等により、権限と責任の分担を見直すとともに人的資源や財源を適切に配分していく組織の見直しを随時行っていく。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

#### ② 業務の繁閑に対応した機動的な業務執行体制の整備

担当課	企画調整課・人事課・各課			
課題・目的	業務の繁閑時期により、業務量が一時的に増える部課がある一方で同時期に業務量が少なくなる部課もある。繁忙期における臨時的な需要に対して機動的に人員配置を行うことで、組織内の業務量の偏りを互いに補い合うことができる体制の整備が必要である。			
取組事項	部課という枠組みを超えて、各部課が柔軟に連携・協力できる業務執行体制を整備するため、人事施策や組織の見直しを検討する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

## (2) 組織マネジメントの強化

### ① 機能的で柔軟な活力ある組織を生み出すマネジメントシステムの構築

担 当 課	企画調整課			
課題・目的	<p>公共課題解決に向け、柔軟なアイデアを生むためには、各部課及び各職員が担っている役割及び事業の位置付けを組織全体の中で俯瞰する必要がある。</p> <p>各部課単位では対応が困難な組織横断的な公共課題に対して、部課を超えて取り組んでいくための柔軟な組織運営の必要性が増している。</p> <p>また、庁議や各種会議においては、迅速的確な意思決定に繋がる質の高い会議となるよう、所管を超えた意見・議論が十分になされるように活性化を図る必要がある。</p>			
取 組 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策レベルの視点から、部または課方針及び課題・目標を明確化し、組織内で共有していくことができる仕組みづくりを検討する。</li> <li>・解決すべき課題の大きさや質に合わせて、全庁、部又は課横断的なプロジェクトチームを柔軟に編成する組織運営を推進する。</li> <li>・各種会議の機能、位置付け及び運営のあり方を見直していく。</li> </ul>			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

### ② 業務の可視化及び標準化の推進

担 当 課	総務課			
課題・目的	<p>若手職員や非正規職員の比率の高まり、職員の働き方の変化などにより、仕事の仕方、コツや技量などを共有、伝承していくことが困難になっている。</p> <p>また、災害や事故などの多様な危機に際して、一定の水準で対応するためには、出勤した職員が担当外の業務を即座に行えるマニュアルの整備や全庁で共通する事務処理手順の標準化が必要である。</p>			
取 組 事 項	<p>職員の職務行動を分析し、何が明文化して組織として共有すべき形式知であり、何が技量やコツなど実践の中で各々に蓄積される暗黙知であるのかを明確にする。その上で、形式知については、その内容に応じて規程や方針、マニュアル、引継書などに記述し、組織の共有財産とする。また、全庁で行っている事務処理等の手順を標準化し、業務改善及び効率化を図っていく。</p>			
年 次 計 画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

③ 管理監督者層の早期育成

担 当 課	企画調整課・人事課			
課題・目的	<p>今後 10 年間の本市の組織の課題の 1 つは経営力の向上である。組織の経営力を向上させるためには、コスト意識、優先順位付け、全体最適など、職員がそれぞれの職位に必要な視点を持ち、職務行動をとることが必要である。</p> <p>職務経験の浅い若手職員の割合が増加するなか、管理監督者層（係長～課長）の早期育成は急務である。</p>			
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成基本方針に定める各職位に求められる役割及び能力に基づいて、経営力を向上させるための研修を実施する。</li> <li>・管理監督者層のマネジメント力の強化につながる研修を実施する。</li> <li>・経営力の強化を図るため、課長補佐のあり方を検討する。</li> <li>・他団体の職員との交流や、組織風土に触れ、大局的な視野を醸成するため、企業・他自治体等への派遣研修を拡大する。</li> </ul>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→

④ 環境マネジメントの推進

担 当 課	環境政策課			
課題・目的	<p>平成 11 年度に ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得し、その後 14 年間にわたり運用を継続してきた。その結果、環境配慮意識・行動は着実に定着するとともに成果を上げてきている。一方、認証にかかる文書・記録作成業務等に対する負担感の増大や、削減効果の漸減化とともに、システム運用上の形骸化の懸念がある。そのため、本市が事業所として、どのように環境配慮行動を継続していくかについて再検討する時期に来ている。</p>			
取組事項	<p>現在の ISO14001 の認証は、平成 26 年度までを期間として平成 23 年度に更新された。当該期間以降、本市における環境保全に関する推進手法及び内外に対する姿勢の示し方等について検討する。また、環境部内の連携を強化し、各課で実施する様々な環境課題に対して、効果的に対応していく。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	方針決定		

### (3) 職員定数の見直し

#### 職員定数の見直し

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>これまでも平成8年度から5次にわたる職員定数適正化計画により、633人の職員定数（実数 336 人）を削減してきたが、現在においても人口 1,000 人あたりの職員数は多摩地域 26 市の中で最多の状況にある（平成 24 年 4 月 1 日現在。消防・病院部門を除く）。</p> <p>健全財政を維持しつつ市民サービスを向上していく財源を生み出すために、市（職員）が直接執行すべき業務を精査した上で人件費を抑制するとともに、必要な部署には集中的に正規職員を配置し、より効果的・効率的に行政課題を解決できる組織を作る。</p>			
取組事項	<p>本アクションプランの取り組みにより職員定数を見直すものも含め、市（職員）が直接執行すべき業務以外の外部化、業務の標準化、財政援助出資団体に対する関与のあり方の見直し等、事業コストを踏まえた総合的な観点から職員数の適正化を図る。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

### (4) リスクマネジメントの強化

#### ① リスク管理能力の強化

担 当 課	総務課			
課題・目的	<p>業務上発生するリスクは、たとえ小さなものでも対応を誤ると大きなダメージとなる。リスクに対する適切な対応を行うため、組織的、長期的にリスク管理能力（リスクマネジメント）を強化していく必要がある。</p>			
取組事項	<p>危機管理検討委員会報告書（H24.8 月）の提言に基づき、リスクの予防・抑制や発生時の対応及びリスクマネジメントの手引書を作成する。また、リスクの事例の収集及び庁内での共有化を図っていく。併せて庁内研修等を実施する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

② 業務マネジメント（BCM）の強化と業務継続計画（BCP）の見直し

担 当 課	総務課・情報管理課・防災課			
課題・目的	<p>行政は、大規模地震や新型インフルエンザ等が発生した際にも、業務の中断・復旧の遅れを最小限に抑え、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめなければならない。</p> <p>業務継続計画（BCP）を有効に運用するためにPDCAサイクルに基づく業務継続マネジメント（BCM）を強化し、訓練や点検作業を常に行っていく必要がある。</p>			
取組事項	<p>災害や新興感染症に備え、必要な資源の準備や対応方針・手段を定める。専門性が必要となる情報システム（ICT）については、ICTに特化したBCPを策定・運用する。なお、BCP震災編は、地域防災計画との整合性及びICT-BCPとの連携を図る。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	震災編改定	訓練・点検等	→	→

③ ICT業務継続計画（BCP）の運用

担 当 課	情報管理課			
課題・目的	<p>市の業務においては情報システムの利用が不可欠であるため、震災発生等の緊急時、あるいは平常時のシステム障害、停電等の発生時において業務を復旧、継続するためには、情報システムを稼働させる必要がある。</p>			
取組事項	<p>早期に情報システムを復旧させるため、その維持管理、復旧の手順を定めるICT-BCPを策定し、訓練の実施、見直し等によりICT-BCPの継続的な維持、発展を図る。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

## 9 人材マネジメント

### (1) チャレンジする人材の育成

#### ① 仕事を通じた人材育成の仕組みづくり

担 当 課	人事課			
課題・目的	業務上の課題に対応するための研修は、集合研修ではその効果を発揮しづらい。職場単位で考える機会を設けることで、職員の成長を促し人材を育てる組織風土を醸成することができる。			
取組事項	○ J T の充実を図るため、各部（課）主催研修を実施するための支援を行う。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

#### ② 若手職員の育成

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>入庁3年目は、仕事に対する慣れが生じる一方、次期の異動に対する不安もあるが、人事制度としてのジョブローテーションを今後の職務に活かすことへの気づきが必要である。</p> <p>係長職を目指す職員に対しては、昇任前にマネジメントに関する実践的内容を盛り込み、体系的に育成する必要がある。</p> <p>主任昇任試験制度の目的である、法務能力の向上とチャレンジ精神の醸成がはかられているかを検証し、今後の効果的な運用を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>① 入庁3年目程度の職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する。</p> <p>② 係長昇任資格認定研修を実施する。</p> <p>③ 主任昇任試験制度（平成24年度から実施）の検証を行う。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	①③実施	→	→	→
			②計画	実施

③ 業務改善へ向けた提案・工夫に対する奨励の仕組みづくり

担 当 課	総務課・人事課			
課題・目的	<p>「武蔵野市業務改善提案制度規程」と「武蔵野市職員表彰規程」は、必ずしも有効に機能しているとは言えず見直しが必要となっている。また、組織の課題として、一人仕事の増加等に起因したコミュニケーションの不足、チームワークの脆弱化、チャレンジ精神の希薄さ等があげられる。これらの課題を解決するため、職員の個の能力を活かし組織力を高めることを目的として2つの制度をリニューアルする。</p>			
取組事項	<p>職員が互いの仕事に関心を持ち、良い仕事として認め、褒めることにより、コミュニケーションの活性化、チームワークの強化、新しいことに挑戦する意欲の高揚を図る。日常業務で良い仕事を見つけたときはGOOD JOB!カード等を活用し積極的に褒める取組みを行う。また、全庁的に周知・共有すべき良い仕事（事務事業成果や改善提案）については、改善提案制度を統合し、リニューアルした表彰制度で組織的に褒めることとして制度化を図る。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	実施	→	→	→

④ 職員の自己啓発支援

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>複雑かつ多様な行政課題に対応するためには、職員一人ひとりが、業務分野や職域にとどまらない広い視野をもつことが必要である。現状においても、通信教育や資格取得助成等の支援を行っているが、日常業務に追われ、自己啓発に取り組む意識が醸成されにくい状況にある。特に、若手職員に対する成長意欲を促すような多様な学びの形に対する支援が必要である。</p>			
取組事項	<p>職員能力開発基金を活用し、大学・大学院への社会人入学に対する支援、国内外の先進的な行政事例等を学ぶための派遣研修等を実施する。また、自己啓発のための休業制度導入の検討を行う。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	→	検討・実施	→

## (2) 組織力を高める人事制度の確立

### ① 職員の主体性と自律を引き出す人事配置のあり方

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>現在は、自らの能力やそれまでに培った経験を特定の分野で発揮したいと希望する職員については、「自己申告制度」による申出があるが、必ずしもその希望を確実に反映させられる制度とはいえない状況にある。</p> <p>職員自らが主体的に職務分野を選択でき、自律的かつ意欲的に仕事に取り組むことができる人事制度とすることで、職員自身も自らの能力を活かして意欲的に仕事に取り組めるようにする。職員がそれまでに培った知識経験を活かし能力を発揮することにより、組織力を向上させる。</p>			
取組事項	<p>自身のキャリアデザインに基づいて、その志向や特性を活かし能力を最大限に発揮できるように、ゼネラリスト（総合職）、エキスパート（長期的専任職）のキャリアを選択することのできる複線型の人事制度を導入する。これに併せ、自己申告制度も改善する。</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討	実施	→	→

### ② 人事評価制度の向上

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>平成 22 年度から査定昇給制度を実施し、職務職責に応じた給与体系の徹底の観点から、評価結果の給与への反映を行っているが、人事評価制度が査定昇給との関係でのみ捉えられ、人事評価の目的が職員間の差をつけることにあるとの誤解が一部にある。また、評価結果のフィードバックが十分になされないことにより、効果的かつ効率的な行政運営の実施と人材育成という本来の目的が達成されず、むしろ職員のモチベーション低下となってしまう危惧もある。</p> <p>上記をふまえた上で、必要な改善を行い、仕事の過程における所属長と職員とのコミュニケーション、評価結果の適切な活用などの人事マネジメントを通じて、効果的かつ効率的な行政運営の実施及び人材育成を図るという人事評価制度本来の目的の達成を目指す。</p>			
取組事項	<p>人材育成基本方針に沿った新たな評価要素を定める。</p> <p>また、人事評価制度の納得性を高めるしくみづくりを行う。（評価者訓練の充実、人事評価制度の客観的評価の実施）</p>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	評価要素の改正	客観的評価実施	→	→

③ 職務・職責に応じた給与制度の見直し

担 当 課	人事課			
課題・目的	給与水準について、国、東京都、他団体や民間と比べ十分な均衡が保たれていないため、市民の納得と理解が得られるよう、適切な水準への改善を目指す。また、職務、職責に応じた給与制度への改善を目指す。			
取組事項	給料表の都表移行を図ることともに諸手当について、そのあり方を検討し、見直しを行う。 また、勤勉手当への成績率導入対象者の拡大等について検討・実施する。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	順次検討・実施	→	→	→

(3) 職員の活力を引き出す組織運営

① 柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の構築

担 当 課	人事課			
課題・目的	職員が高い意欲を持って心身ともに充実した状態で働き、十分に仕事の成果をあげられるようにしていくためには、仕事面だけでなく私生活が充実していることも重要である。原則、勤務の時間帯が固定されていることから、仕事と育児・介護にかかる時間の調整に苦労している職員も少なくない。また、休日のイベント、夜間の会議など、市民サービスのために時間外勤務を要する部署が多くなっている。 また、「武蔵野市第二次男女共同参画計画」で掲げられている「全管理職における女性管理職の割合を8%以上とする」という数値目標は、まだ達成できていない。ますます多様化する市民ニーズに適切に対応していくためには、施策の企画・実施・運営の過程に女性の視点を反映させることが重要である。			
取組事項	育児短時間勤務制度、時差出勤制度の拡大、フレックスタイム制度等、職員が仕事と生活のバランスを取りやすい制度について検討する。 また、市政の意思決定に女性の視点がより加えられるような人事配置をはかるとともに、女性管理職について、登用の推進や多様な働き方を支える運用を行うとともに、講演会等を通じて多様なロールモデルのあり方を示す。			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討、実施	→	→	→

② 職員の心身の健康維持・向上の推進

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>本市は 26 市の中でも職員数に対する休職者の割合が高い。組織の効率性やコストを考へても休職者発生による組織に対する負荷は大きいため、休職者を出さないための効果的な取組を確立する必要がある。</p> <p>休職者の復職に関しては平成 21 年より要綱を定め復職訓練等を実施してきているが、復職した職員が十分なパフォーマンスを発揮できない場合もあるため、本人や職場にとってより実効性のある復職制度を構築していく必要がある。</p> <p>今後は上記をふまえ、職員・職場の健康度を上げるための総合的な施策を進めていく必要がある。</p>			
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス不調者と職場や仕事との関係を検討し、効果的なマネジメントのあり方を示す（メンタルヘルス研修、職場に対するコンサルテーション、復職訓練内容等）。</li> <li>・長期休職者がいる職場への機動的職員配置について検討する。</li> <li>・健康診断内容を適宜見直す。</li> </ul>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	実施	→	→

(4) 臨時・非常勤職員の役割の明確化

臨時・非常勤職員の役割の明確化

担 当 課	人事課			
課題・目的	<p>正規職員と嘱託職員等が同様の仕事をするなど、役割分担が曖昧になっている面がある。任用等の管理事務が各主管課に分散しているため、標準化や集約化により管理事務を効率的にする必要がある。</p> <p>また、社会経済情勢の変化にあわせて、現在の課題に対応する市民雇用創出事業のあり方を見直す。</p>			
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時・非常勤職員の役割分担と、主管課事務に関するマニュアルを整理したガイドラインを作成する。</li> <li>・嘱託職員等の管理事務の集約や外部化を検討する。</li> <li>・従来の対象者に加え、若年層の未就労者に対する就労促進や、知的・精神障害者の庁内就労を含めた雇用創出のあり方を検討する。</li> </ul>			
年次計画	H25	H26	H27	H28
	検討・実施	→	→	→